

守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託仕様書

1 業務名称

守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

3 業務の目的

本業務は、令和4年度に策定した「守谷市地域公共交通計画」（以下「第1次計画」という。）を国土交通省「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」に基づきアップデートするとともに、地域の多様な輸送資源の活用を主眼とした新たな移動手段の導入等を含め、本市の実情に合った実効性のある地域公共交通の再構築に係る調査・検討を行い、その実現に向けた道筋を示す指針として、第1次計画を改定する形で次期計画の策定を行うことを目的とする。

4 業務内容

（1）第1次計画のアップデート

- ・国土交通省 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」（※契約締結時点における最新版を参照すること。ただし、業務期間中に当該手順書が改訂された場合は、別途協議のうえ、対応を決定する。）に基づき、モビリティデータを活用した第1次計画のアップデートを実施すること。

（次期計画（「第2次守谷市地域公共交通計画」（以下「第2次計画」という。））の計画期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間で予定している。）

- ① 現状診断
- ② 地域交通が目指す姿の設定
- ③ 施策の設定
- ④ KPI・目標値の設定
- ⑤ 評価の内容・手順の設定 等

※「① 現状診断」の一つとして、「交通空白」のリストアップを行うこと。

（趣旨） 市内には、タクシーの運行のほか、本市デマンド乗合交通の運行により、公共交通空白地の解消を図っているが、デマンド乗合交通は年齢条件（65歳以上）等の制限があり、誰もが利用できるもの

ではない。このため、誰もがアクセスできる移動の足がない、又は利用しづらいなど、地域交通に係る困りごとを抱える地域をリストアップし、その解消を施策の一つとして位置づける。

※国土交通省「交通空白」解消本部「「交通空白」解消に向けた取組方針 2025」の記載事項（例：「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり 等）について、国の動向に留意すること。

（２）ニーズの把握

① 関係団体へのヒアリング調査の支援

- ・本市内各地区（10カ所）に組織されている「まちづくり協議会」から、公共交通に対する意見を聴取することを想定している。
- ・実施方法は、対面又は書面（アンケート形式）等を問わないが、効率的な方法を提案し、実施を支援すること。（対面の場合、受注者の当日の参加は問わない。）
- ・（参考）本市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の委員として、各地区まちづくり協議会の方を委嘱している。従前から各地区のニーズ把握や取り組みのモニタリング、関係者間のコミュニケーションの場等として、活性化協議会に分科会を設置することを検討している。

② 公共交通ワークショップの開催支援（１回）

- ・多世代（若年層、子育て世代、高齢者世代等）の参加を促すワークショップの開催方法を提案し、開催を支援すること。

③ 交通事業者等へのヒアリング調査の支援

- ・本市内の公共交通に関わる交通事業者に対して、現状・問題点、取り組むべき施策等のヒアリング調査（対面又は書面（アンケート形式）等を問わない。）の実施を支援すること。（対面の場合、受注者の当日の参加は問わない。）
- ・守谷駅に乗り入れをしている企業バス等に対して、地域の多様な輸送資源の活用（共創モデル実証運行）の導入可能性を主眼としたヒアリング調査（対面又は書面（アンケート形式）等を問わない。）の実施を支援すること。（対面の場合、受注者の当日の参加は問わない。）
- ・（参考）守谷駅企業バス等連絡協議会（事務局：関東鉄道株式会社）が組織されている。

（３）地域公共交通の再構築調査・検討

- ・鉄道駅、路線バスを軸とした公共交通の結節機能の強化・再構築を図り、本市公共交通全体のネットワーク機能の向上・移動手段の多様化を目指し、具体的な調査・検討を行い、施策として設定すること。移動手段の維持・

確保に係る課題に対しては、地域のあらゆる関係者が連携し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への再構築を実現する施策の設定を主眼とする。

① 交通結節機能の強化・再構築

② モコバス（もりやコミュニティバス）の再編

- ・モコバス再編案の方向性の検討
- ・再編案のとりまとめ。

※モコバスの市内公共交通網における位置づけを整理した上で、現状の2台2ルート体制を基本に、増車可能ケースも含めて、直近の利用状況をもとに検討を行うこと。

※今年度開始予定の実証運行バスの利用状況についても勘案すること。

③ 既存デマンド乗合交通に係る検討

- ・デマンド乗合交通の市内公共交通網における位置づけを整理した上で、直近の利用状況をもとに検討を行うこと。
- ・デマンド乗合交通の手法・代替手段の検討（運行方式の変更（現状：自由経路ドア・ツー・ドア型）、既存タクシーの活用等）
- ・利便性向上策の検討
- ・（参考）守谷市デマンド乗合交通は、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用している。

④ 新たな移動手段の導入可能性調査・検討

※業務内容として、実現可能性の高いものは、実証運行を見据え、新たな移動手段（国の支援として、共創モデル実証運行事業・「交通空白」解消緊急対策事業等の活用を含む。）の運行計画策定を含むものとする。

- ・自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）（道路運送法第78条第2号）に関する調査
- ・地域の多様な輸送資源の活用に関する調査
（「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ」（国土交通省、令和6年5月17日公表）及び「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（令和6年6月28日付国総モ第32号等）並びに関連通知で示された、地域の関係者による連携・協働の導入可能性の調査）
- ・許可又は登録を要しない運送の具体例の整理（互助輸送として、「みずき野地区まちづくり協議会」で実績あり。）
- ・守谷市版「MaaS」の導入可能性の調査

※国土交通省「交通空白」解消本部「交通空白」解消に向けた取組方針2025」の記載事項（例：共同化・協業化、自治体の体制強化等を図るための新たな制度的枠組みの構築 等）について、国の動向に留意すること。

※上記④について、調査項目の中に、国等が実施する補助事業等の財源について記載し、実現可能性の高いものについては、活用に向けた資料及び申請書類等の作成を支援すること。

（例）共創モデル実証運行事業（国土交通省）

「交通空白」解消緊急対策事業（国土交通省）

- ⑤ 報告書のとりまとめ及び第２次計画（第１次計画の改定）への位置づけ
- ・上記①～④について、報告書をとりまとめ、かつ、第２次計画（第１次計画の改定）に位置づけを行うこと。
 - ・第２次計画の計画期間は、令和９年度から令和１４年度までの６年間を予定している。

（４）第２次計画案（第１次計画の改定案）及び概要版案の作成

- ① 第２次計画案の作成（第１次計画の改定案）
- ・上記（１）～（３）を踏まえ、第２次計画案の作成（第１次計画の改定案のとりまとめ）を行う。
- ② 上記①の概要版案の作成
- ・上記①の第２次計画案（第１次計画の改定案）について、概要版案を作成する。

（５）活性化協議会の運営支援及びパブリック・コメント実施支援

- ・活性化協議会開催のための資料作成や情報提供を行い、活性化協議会の運営を支援する。活性化協議会は、業務期間中に５回程度を予定している。（受注者の当日の参加は問わない。）
- ・第２次計画策定（第１次計画の改定）に係るパブリック・コメント実施時の意見集約や計画案への反映を支援する。

（６）打合せ協議

- ・業務遂行に必要な打合せを適宜実施し、記録書を作成する。打合せ場所は、守谷市役所を基本とし、協議により変更（オンライン会議可）できる。
- ・その他、スムーズな意思疎通を図り、業務の手戻りを防ぐため、電話、オンライン会議、メール等で随時連絡調整を行うこと。

５ 成果品

業務完了後、下記部数の成果品を納品する。

- ① 業務報告書 ２部（Ａ４判）
- ② 第２次守谷市地域公共交通計画（第１次計画改定版） ３０部

③ 第2次守谷市地域公共交通計画概要版 50部

④ その他、業務によって得られた資料一式

⑤ 上記に係る電子媒体 1部

※電子媒体については、ワード、エクセル等で作成したものと、PDF化したものとする。

6 成果品検査

受注者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、本市の検査を受けなければならない。

本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

7 支払い

各会計年度における委託代金の支払限度は次のとおりとする。（前払金の支払いについては、ただし書きのとおり。）

令和7年度 委託代金の0%の金額

令和8年度 委託代金の100%の金額

ただし、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。前払金の請求は千円を単位とし、契約会計年度に後年度分の前払金を請求することができる。委託金額の支払いは、前払金の支払いを除き、本業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、一括して委託料を支払うものとする。

なお、契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、本市は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

8 特記事項

（1）契約者

本業務に関する契約事務は本市が行うが、実際の契約者は「守谷市地域公共交通活性化協議会会長」であることに留意すること。

（2）資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、

貸与した資料の複製の可否、返却等については本市の指示に従うこと。

(3) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

(4) 法令遵守

本業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

(5) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、本市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受注者の責により秘密が漏えいし、本市が損害を受けた場合、受注者はその損害に対し賠償の責を負う。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のために最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

本業務完了後に、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属する。また受託者は、著作権人格権を行使できないものとする。受注者は本市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

10 担当部署

守谷市 都市整備部 都市計画課 交通政策・景観グループ

(守谷市地域公共交通活性化協議会事務局)

住 所：〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電 話：0297-45-1111 (代表) 内線 244

メール：toshikei*city.moriya.ibaraki.jp

(セキュリティ上、*を@と読み替えること)